

平成 28 年 2 月 1 日
平成 28 年 9 月 15 日改正
令和 3 年 4 月 1 日改正
令和 5 年 4 月 1 日改正
一般財団法人総合科学研究機構

競争的資金等の不正防止等に関する基本方針

1. 不正防止対策の基本方針

1) 責任体制の明確化（競争的資金等の取扱いに関する規程）

- ・組織の責任体制
- ・最高管理責任者は、理事長とする。
- ・総括管理責任者は、常務理事とする。
- ・コンプライアンス推進責任者は、各センター長とする。
- ・研究倫理教育責任者は、総合科学研究センター、中性子産業利用推進センター及び新事業展開部においては事務局長、中性子科学センターにおいては事務部長とする。

2) 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

- ・競争的資金等の運営・管理に関わる全ての研究者等に対し、執行管理のルールについて、「科研費マニュアル」「科研費 Q&A」などにより、説明会等を開催し、適正な運営・管理に努める。
- ・規程等と運用の実態が乖離していないか、適切なチェック体制が保持できるか等の観点から、必要に応じて見直しを行う。
- ・競争的資金等の運営・管理に係る全ての構成員に対し、コンプライアンス教育を実施する。
- ・競争的資金等の使用に関し、外部からの告発等を受けるための窓口を総合科学研究センター、中性子産業利用推進センター及び新事業展開部においては法人事務局に、中性子科学センターにおいては事務部に置く。

2. 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画

1) 競争的資金等に対する規範意識の向上

- ・毎年コンプライアンス教育を実施し、研究者等に不正使用が及ぼす影響や機構の規程等を理解させるとともに、規範意識の向上に努める。

2) 研究費の適正な管理

- ・不正発生の要因を分析し、適正な管理を行う。
- ・出張等の事実確認について、出張命令書・出張報告書の内容確認等を徹底する。

- ・換金性の高い物品について、該当する物品が適正に管理されているかチェックを行う。

モニタリングの実施

- ・毎年、内部監査を実施する。
 - ・前年度の実績数の約 10%以上を任意に抽出する。
 - ・特に物品購入、出張旅費等を重点に実施する。
- 3) 競争的資金の全取引業者に対する不正防止に関する誓約書の提出(初回取引時)
 - 4) 競争的資金等の不正への取組みに関するルール等を外部へ公表する。